

公立大学法人奈良県立大学契約規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人奈良県立大学会計規程に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

第2章 入札参加資格

(競争入札の参加者の資格)

第2条 売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第24条に規定する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 理事長は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 会計規程第27条による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 理事長は、必要があるときは、競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

4 前項の規定による競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査については、別に定める。

第3章 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第3条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも15日前(不用品の売却その他軽易な事項に係る契約については、5日前)に次に掲げる事項を掲示及びその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 入札の場所及び日時

(4) 入札に必要な書類

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) その他入札に関し必要と認める事項

(一般競争入札の入札保証金)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額(入札書に記載すべき金額として単価

を示すべきことを指示した場合にあっては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第 15 条第 2 項において同じ。)の 100 分の 5 以上の額に相当する入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定に関わらず次の各号の一に該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- (2) 過去 2 年間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- (3) 入札保証金に代えて別に定める担保を提供した者
- (4) その他理事長が必要があると認める者

3 法人が一般競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（前項第 3 号の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。

（一般競争入札の手続き）

第 5 条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、封かんのうえ、所定の場所及び日時に入札しなければならない。

2 入札書は、理事長が特に必要があると認めた場合に限り書留郵便で差し出すことができる。この場合においては、当該書留郵便の表面に「入札書」と朱書しなければならない。

（一般競争入札の入札金額）

第 6 条 入札書に記載すべき金額は、特に単価を示すべきことを指示した場合のほか、すべて総計金額とする。

（一般競争入札の無効）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 理事長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした二以上の入札
- (5) 入札に関し公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

（一般競争入札の執行の取消し等）

第 8 条 理事長は、一般競争入札を執行する際、入札者の不正行為その他の理由により、その入札を執行することが不適當であると認めるときは、これを延期し、又は取り消すことができる。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第 9 条 一般競争入札の開札は、第 3 条の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 開札の場所には、予定価格を記載した書面を封書にして備え、開札を終了したときは、開札録を作成しなければならない。

3 最低制限価格を設けたときは、前項の書面に併せてこれを記載しなければならない。

4 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 開札をした場合において、競争入札参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないとき（第 12 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札の同額入札の場合の決定方法)

第10条 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該一般競争入札参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第11条 会計規程第25条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号の一に該当する場合で、理事長が別に定める工事又は製造その他についての請負契約とする。

(1) 最低価格をもって申込みをした者が、当該申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき。

(2) 最低価格をもって申込みをした者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるとき。

(一般競争入札の最低制限価格)

第12条 理事長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができる。

(総合評価一般競争入札)

第13条 理事長は、会計規程第25条第3項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札による入札に係る申し込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

2 理事長は、総合評価一般競争入札による入札を行おうとする場合において、当該契約について第3条の規定により公告をするときは、同項に規定する事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

(一般競争入札の入札保証金の還付)

第14条 納付した入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、落札者決定後直ちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約締結と同時に還付する。

2 落札者の納付した入札保証金は、前項ただし書の規定にかかわらず、落札者からの申出により契約保証金に充当することができる。

(一般競争入札に係る損害賠償)

第15条 落札者が契約を締結しない場合には、納付した入札保証金は、法人に帰属するものとする。

2 前項の場合において、当該落札者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、入札金額の100分の5に相当する額(落札者が入札保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

第4章 指名競争入札

(指名競争入札)

第16条 会計規程第24条第1項の規定により指名競争入札に付することができる場合は次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

- (2) 契約の性質又は目的により競争入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札の参加者の指名)

第17条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。この場合、当該入札が建設工事の請負契約に係る場合にあつては5人以上、その他の場合にあつては3人以上を指名することを原則とする。

- 2 前項の場合においては、理事長は、第3条に規定する事項（第1項第2号を除く。）をその指名する者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、次条において準用する会計規程第25条第3項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第4条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第5章 随意契約

(随意契約)

第19条 会計規程第24条第1項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し、落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき
- (7) 契約に係る予定価格（単価による契約にあつては、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額）（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次に定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負 250万円

イ 財産の買入れ 160万円

ウ 物件の借入れ 80万円

エ 財産の売払い 50万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の

長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設から法人の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から法人の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から法人の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から法人の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 2 前項第5号に規定する随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第6号に規定する随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
- 5 随意契約の方法による契約を締結しようとする場合においては、見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるものについては、この限りでない。

第6章 契約の締結、履行及び解除等

（契約書等）

第20条 契約の締結をしようとするときは、次条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の種類又は性質により必要のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行の期限
 - (4) 履行の場所
 - (5) 契約保証金に関する事項
 - (6) 監査及び検査に関する事項
 - (7) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (8) 債務不履行の場合の損害金に関する事項
 - (9) 危険負担に関する事項

- (10) 目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項
 - (11) 契約の解除に関する事項
 - (12) その他必要な事項
- 3 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約の場合には、前項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。

(契約書の省略)

第21条 会計規程第26条に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、契約金額(契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあっては、当該単価に当該契約に係る入札等において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。)が100万円未満の契約その他理事長が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約とする。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合において、契約の相手方(以下「契約者」という。)は、理事長が特に必要があると認めるときに限り前条第2項の規定に準じ必要な事項を記載した請書を提出しなければならない。

(契約保証金)

第22条 契約者は、契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額に相当する契約保証金を納入しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず次の各号の一に該当する者である場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- (2) 法人と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金を即納する者
- (5) 過去2年間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- (7) 契約保証金に代えて別に定める担保を提供した者

- 3 法人が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(契約保証金の還付)

第23条 納付した契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約の履行後これを還付する。ただし、理事長は、契約者の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

- 2 財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

(延期願)

第24条 契約者は、天災その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に債務を履行し難い場合には、延期願により理事長の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第25条 契約者は、契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

(遅延利息)

第 26 条 契約者は、その責に帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について年 10.75 パーセントの割合(閏年は、平年と同様に扱う。)を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、この限りでない。

(契約に係る損害賠償)

第 27 条 理事長が次条第 1 項の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、法人に帰属するものとする。

2 前項の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

3 契約者が次条第 1 項第 1 号に該当する場合には、理事長が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、法人に損害が生じない場合において理事長が特に認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 28 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (5) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (8) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第 7 号から第 11 号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (13) この契約に係る下請契約等に当たって、第 7 号から第 11 号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第 12 号に該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (14) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認めら

れるとき

- 2 理事長は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。

第7章 監督及び検査

(監督)

第29条 会計規程第27条に規定する監督をする者(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行の監督上必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施にあたっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 4 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により法人の職員によって監督を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、法人の職員以外の者に委託して当該監督を行なわせることができる。

(検査)

第30条 会計規程第27条の規定により検査をする者(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合においてその必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。
- 4 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により法人の職員によって検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、法人の職員以外の者に委託して当該検査を行なわせることができる。
- 5 前4項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 6 物件の買入れの契約で、その目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に、当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、数量以外のものの検査を省略することができる。

第8章 長期継続契約

(長期継続契約)

第31条 法人は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次に掲げるものについては、年度を越えて長期継続契約を締結することができるものとする。

- (1) 電子計算機、複写機その他事務用機器(これらに付随して使用する物品を含む。)の借入れに関する契約
- (2) 電子計算機(これに付随して使用する物品を含む。)の保守業務又は運用業務の委託に関

する契約

(3) 庁舎(これに付随する機械設備等を含む。)の管理業務の委託に関する契約

(4) その他理事長が必要と認める契約

第9章 雑則

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。